

固定資産の閲覧と縦覧

固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧と、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧が、次のとおりできます。

■期間

毎年４月１日から４月３０日（土・日・祝日を除く平日。ただし、最終日が土・日・祝日の場合については、その翌開庁日まで）

■時間

８時３０分～１７時１５分

■場所

本庁税務課資産税係、北郷町・南郷町地域振興センター住民係

■閲覧・縦覧の内容

縦覧とは、納税者が市内に所在する他の土地や家屋の評価額について確認することにより、所有している土地や家屋の評価額が適正であるかを判断できる制度です。

閲覧とは、所有する固定資産の評価額・税額等を確認する制度です

■閲覧・縦覧できる対象者

【①課税台帳（名寄帳）の閲覧】

- ・納税義務者（名義人）もしくはその法定相続人
- ・土地または家屋（アパート等）の賃借人（賃借している土地。家屋の場合は土地と家屋の閲覧が可能）

【②土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧】

- ・市内に土地または家屋を有する納税義務者（免税点以上の方）もしくはその法定相続人

【①・②共通】

- ・納税義務者の代理人（代理人選任届が必要）
- ・納税義務者と同居する親族
- ・納税義務者に代わり固定資産税を納付している方（納税管理人に限る）

※閲覧・縦覧対象者の詳細はお問い合わせください。

■必要書類

- ・公的機関が発行する本人確認書類（顔写真つきのもの１点、それ以外のは２点）

本人または同居の親族以外の方が来られる場合は、さらに次のものも必要です。

- ・納税義務者の代理人：代理人選任届（納税義務者の署名または記名押印が必要）
- ・土地または家屋の賃借人：賃貸借契約書、賃貸料払込領収書など
- ・法人：その法人が作成した代理人選任届（法人印の押印が必要）
- ・成年後見人：審判書謄本および審判確定証明書、または登記事項証明書

■その他

- ・固定資産税の価格について不服があるときは、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることができます。

価格以外について不服があるときは、同期間に日南市長に対して審査請求をすることができます。

●問い合わせ

本庁 税務課	資産税係	☎ ０９８７－３１－１１２０
北郷町地域振興センター	住民係	☎ ０９８７－５５－２１１１
南郷町地域振興センター	住民係	☎ ０９８７－６４－１１１１